

令和 8 年度沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金 (ステージ 1 & 2) の公募に係るQA (4月15日時点)

No	公募種別	質問	回答
50	共通	・公募要領ページ19の提出書類のうち、直近3か年の決算書等があるが、弊社が2022年7月より親会社から分社化した関係上、書類としては2年(23年度、24年度)と25年上半期までの計2年半の書類となってしまうがよいか。	新規法人や分社化により直近3年分の書類が準備できない事情があれば、提出可能な期間の書類で構いません。
51	共通	・直近3か年の事業にかかる①法人税、②法人事業税、③法人県民税、④法人市町村民税の納税証明書が必要とあるが、これは①法人税のみだけでなく、②～④もすべて必要となるか。 上記書類①～④がすべて必要な場合、弊社が複数の県に拠点があるが、本店の証明書のみで問題ないか。	②～④もすべて必要となります。 複数の県に拠点がある場合、納税地すべての納税証明書の提出をお願いします。ただし、提出する納税地は本提案に関与する研究拠点等が所在するものを対象とします。
52	共通	企業のみ提出する書類についても、代表機関がとりまとめて一括で提出するという認識でよいか。	その認識で構いません。
53	共通	本事業の申請について、主要研究員候補というのは、どのような立場のものが記載するのか。 共同体を構成する各機関の、実際に研究を実施する研究責任者ということでしょうか。 研究補助の者やエフォートの小さいものはあてはまらないか。	主要研究員はプロジェクトリーダー以外で当該研究テーマに携わる主な研究員となります。 なお、共同体で応募する場合、共同体の代表者や研究員が、当該研究テーマに携わる場合、主要研究員として様式5を提出ください。研究補助の方やエフォートの小さい方はあてはまらないという認識で構いません。
54	共通	共同体協定書の提出方法についてすべての構成員の押印済みの協定書の写しを提出することと回答いただいたが、再考いただきたい。	押印が締め切りまでに間に合わない場合は、いったん共同体の代表機関の押印のみの協定書で受け付けますので、審査開始(5月下旬)までの間に構成員が押印した協定書への差し替えにより対応いたします。
55	共通	本事業の申請にあたり、「県外に本社を置くスタートアップ」と「県内医療機関」による共同体での応募は可能か。	公募要領6ページに示しているとおり共同体のうち、構成員のいずれかに県内研究機関が含まれていれば共同体で応募可能です。
56	共通	本社は県外のスタートアップ企業だが、県内大学のインキュベーター施設で研究を行っている。本補助金事業に応募することは可能か。	公募要領5ページに示しているとおり沖縄県内に本社・支店・研究施設を有する企業等が対象となるため、県内に研究施設を有していれば応募可能です。
57	共通	決算書の構成と形式について 直近3か年の決算書について、以下の内容で相違ないか。 ・提出形式：コピー(またはPDFスキャンデータ)での提出 ・必須項目：貸借対照表、損益計算書 ・任意項目：勘定科目内訳明細書	直近3か年の決算書を紙媒体及びPDFスキャンデータ等を格納した電子媒体で提出ください。 ・【必須】貸借対照表、損益計算書 ・【任意】勘定科目内訳明細書
58	共通	納税証明書について 納税証明書(その3の3等)に関しましては、「原本」のご提出が必要となるか。 また、あわせて「発行から3ヶ月以内」のものを提出する必要があるか。	直接窓口で発行されたものであれば、窓口で発行された紙媒体が原本となりますので、紙媒体及びPDFスキャンデータ等を格納した電子媒体で提出ください。 電子納税証明書であれば電子データが原本となりますので、印刷した紙媒体及び電子証明された電子データを格納した電子媒体で提出ください。 納税証明書は、「発行から3ヶ月以内」に限定はしていませんが、直近3か年の事業に係る法人税に係る証明書が必要となります。
59	共通	データを格納した電子媒体について 決算書および納税証明書につきまして、電子媒体に格納するデータ形式はPDFスキャンデータで問題ないか。	PDFスキャンデータで問題ございません。

No	公募種別	質問	回答
60	共通	1年目には企業が入っていない建付けであれば、様式6「参画研究機関概要」、「誓約書」、にも企業記載なしということで、提出は不要であるという認識でよいのか。	その認識で構いません。
61	共通	様式8 プレゼンテーション資料は、基本的に審査委員が読んで評価するもので、申請者が口頭で「プレゼン」するための資料ではないという理解でよいのか。つまり、読んでわかるように作成するべきということか。	その認識で構いません。
62	共通	応募多数で二次審査で申請者がプレゼンテーションをする場合は、新たに口頭発表用の資料に差し替えることはできるか。読むための資料と口頭でわかる資料はフォーカスが異なると考える。	プレゼンテーション用の資料を用いて説明いただいて構いません。プレゼンテーションの方法や時間配分などの詳細については、今後内閣府沖縄総合事務局から委託を受けた「委託先」から案内いたします。
63	共通	沖縄先端医療技術基盤形成促進事業(研究高度化事業)補助金、申請用式3の「総括様式」について、補助金交付申請額が企業の場合は8/10かと思うが、計算式が全て＝1(補助対象経費とイコール)になっている。こちらは数式を＝1*0.8で修正してよいのか。	ご認識のとおり企業の場合、8/10以内の補助となるため、適宜修正して提出ください。
64	共通	■ 様式2(4) 共同体構成員の概要について 「共同体の構成員の概要」の項目につきまして、記載対象となる構成員の範囲についてお示しいただきたい。 研究員、管理員、補助員など、今後雇用を予定している方々につきも、現時点での記載が必要となるか。 本様式に記載していないメンバーに対して、人件費や謝金を支払うことが不可能となるのか、あるいは申請書の変更届等の手続きが後々発生する可能性があるのか。	様式2(4) 共同体構成員の概要には、主たる構成員を記載いただき、事業を行うにあたって適切な研究体制が整っていることを示していただければ問題ございません。 補助金交付決定後に雇用を予定している人員については、現時点で記載を求めません。より詳細な内容については、採否候補者決定通知後の補助金交付申請書で記載を求めます。
65	共通	公募要領P23の概算払いについて 公募要領に以下の記載がある。 「本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としております。ただし、必要に応じ、概算払いを行うことができます。」 必要に応じて概算払いを行うことができるとは、概算払いを希望すれば実施可能という認識でよいのか？ 概算払いを希望する際には、補助対象経費の何割までを依頼することが可能か？	必要に応じて概算払いを実施することが可能です。 ただし、概算払い可能な範囲は以下のとおりとなります。 ・補助事業の進捗度合（「進捗度合」とは、建設工事補助事業以外の補助事業においては、実際支出済額又は各四半期の必要額をいうものとする。）を勘案しての概算払は、補助事業者の当該補助事業の支払に見合う補助金等の額（ただし、補助金交付決定額の9割を限度とする。）をこえてはならない。
66	共通	公募要領P13の補助対象経費について 公募要領に以下の記載がある。 知的財産関連経費 「知的財産権の取得に要する経費のうち、以下の経費については、対象になりません。 1. 日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等） 2. 拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 3. 他の制度により知的財産権の取得の支援を受けているもの」 「※PCT出願の場合、国際出願手数料は補助対象となります。」 PCT出願の場合は、出願料、日本国内を含む各国の国内移行料、審査請求料等が補助対象になるという認識でよいのか？	PCT出願の場合は、以下の特許庁ホームページに記載のある国際出願関係手数料表のうち「国際出願手数料」のみが補助対象となります。 https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html
67	共通	大学等と医療機器のデータの収集や有効性の評価を目的とした共同研究を補助事業内で行う場合、弊社（県内研究機関）と大学が共同体として本補助金の申請を行った場合には、大学等公的機関の事業費（補助対象経費）として、補助率が10/10となり、弊社（県内研究機関）単独で本補助金の申請を行った場合には、企業等事業費（補助対象経費）として補助率が8/10になるという認識でよいのか？	共同体として申請を行った場合の補助率は、大学実施の部分は10/10で、企業実施の部分は8/10となります。 企業が単独で申請を行った場合の補助率は、8/10となります。

No	公募種別	質問	回答
68	共通	下記の様式6について、産総研は大学等になるので、財務状況の記載は必要ない、との理解でよいのか。	No. 48において、法人税法上の課税免除の規定がある産総研のような国立研究開発法人、又は独立行政法人及び地方独立行政法人については、公募要領18ページの添付資料を免除することとしたことから、様式6の財務状況についても記載する必要はございません。
69	共通	間接経費の計上について、直接経費の合計額の30%以内とあるが、外注費や賃貸借費など除外しなければならない項目はあるか。	公募要領の14ページに示しているとおり間接経費については、直接経費（「物品費」、「人件費・謝金」、「旅費」、「その他」）の合計の30%以内を計上できる経費となっており、「委託費」は除外されます。なお、間接経費の計上にあたっては、直接経費として充当すべきものは対象外となることにご注意ください。
70	共通	総括様式シートの合計欄（セルH54～J54）について、既に組まれている関数内にエラー表記がある。 ステージ3の様式はエラーが無いため、こちらを参考に修正してよいのか。 「補助対象外経費」と「補助対象経費」の合計は、（1）物品費～（3）その他経費の合計となると認識している。	申し訳ございません。エラー表記について確認いたしました。 修正した様式3をアップロードいたします。 「補助対象外経費」の合計については、（1）物品費～（3）その他経費の合計で構いません。一方、「補助対象経費」の合計は、（1）物品費～（3）その他経費に加え、（4）委託費及び（5）間接経費も合計されます。
71	共通	大学等（①大学②高専③大学共同利用機関）シートの（5）間接経費の欄について、補助金交付申請額欄（セルJ53）に組まれている関数は、補助対象経費（セルI53）が対象になるかと思うが、こちらで修正してよいのか。	申し訳ございません。エラー表記について確認いたしました。 修正した様式3をアップロードいたします。 なお、提案のとおり修正いただいて構いません。
72	共通	動物実験施設におけるマウス飼育費は、様式3のどの項目に計上すればよいのか。 （3）その他経費/⑦その他知事が特に必要と認める経費（諸経費）となるか。	マウス飼育費について、マウスの飼料購入が目的であれば、(3)その他経費①消耗品費に計上してください。マウスの飼育自体を外注される予定であれば、(3)その他経費④外注費に計上してください。
73	共通	動物実験施設や共通機器など、学内の施設の使用料は、どの項目に計上すればよいのでしょうか。 「消耗品費」でしょうか。	⑦その他知事が特に必要と認める経費（諸経費）「6. 賃貸借費」として計上してください。ただし、公募要領16ページで示しているとおり、共同体の構成員が自社、または子会社等の関連会社・グループ会社から調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があります。
74	共通	共同体において、構成員の有する施設を外部利用する形で施設の使用料として計上してもよいのか。また、その場合において、施設を貸出側が共同体の研究分担者となることは可能か。	当該施設において、外部利用のポリシーや利用料金の定めがあれば、計上することができます。ただし、公募要領16ページで示しているとおり、共同体の構成員が自社、または子会社等の関連会社・グループ会社から調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があります。また、公募要領5ページに示しているとおり、共同体には研究の遂行において特別な研究開発能力、専門的知見、先端的设备の活用、または技術指導が必要な場合を想定しており、5ページから6ページに示す要件を満たしていれば施設の貸出側が否かにかかわらず共同体を締結することが可能です。